参考資料③

筑紫南コミュニティ運営協議会組織図

規約第９条から第２１条までの規定について、図示すると次のようになる。
各部会の協力団体は、参考資料②「協力団体一覧」のとおり。なお、部会の協力団体等を変更する場合は、運営委員会における協議によるものとし、総会の議決によらずに変更できるものとする。

総　会
協議会の最高議決機関【代議員制】

役員会
事業計画・予算の作成
【会長・副会長・事務局長・会計】

監事
会計の監査

事務局
協議会に関する庶務

広報委員会
広報に関する業務

運営委員会
役員会が作成した基本的な方策についての協議及び部会間の調整、部会への助言等
【役員会・区長・部会長(副部会長)、学校代表者】

区長会議(自治会長会議)
各行政区に関わる事項について協議（区長＝自治会長）
【７行政区長】

実行委員会
地域全体で行う事業の企画・運営

地区自治公民館連絡会
公民館に関わる事項について協議(館長、主事)

サポーターの会
(サポートセンターかがやき)
事業の支援

筑紫南分団消防後援会
筑紫南分団に関する支援

テーマ	環境・歴史、人づくり、農業振興、商工業振興	防災・防犯	学校支援 居場所づくり 未就園児	健康づくり、高齢者福祉、障がい者福祉	スポーツ・文化
部会	**ふるさと創生部会**	**安全・安心部会**	**次世代育成部会**	**健康・福祉部会**	**絆・交流部会**
	協力団体＋有志の住民等	協力団体＋有志の住民等	協力団体＋有志の住民等	協力団体＋有志の住民等	協力団体＋有志の住民等